

# 香川県内の 労災保険指定(歯科)医療機関の皆様へ

## 1. 労災診療費の算定

労災診療費の額は、健康保険法の歯科診療報酬点数表の点数により、以下の労災診療単価を乗じて計算します。

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 課税医療機関  | 1点 12円              |
| 非課税医療機関 | 1点 11.5円(小数点以下切捨て。) |

労災独自に金額を設定している項目については、労災特例の金額で算定することができ、主なものは以下のとおりです。

なお、労災特例の価格改定が行われた際は通知をしておりますので、適用時点の金額で請求くださるようお願いいたします。

【初診時】 初診料 3,850円

初診時に外来で  
救急医療を行った場合

加算

救急医療管理加算 1,250円

【再診時】 再診料 1,420円

食事指導等を行い下欄の  
管理料等を算定しない場合

再診時療養指導管理料 920円

※ 食事、日常生活動作、機能回復訓練に関する指導を行った場合に算定でき、いずれの指導を行ったかわかるように労災レセプト(摘要欄)に記載してください。

### 【再診時療養指導管理料と併算定できない管理料等】

- ・B000-4 歯科疾患管理料
- ・B000-6～9 周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)
- ・B000-11 回復期等口腔機能管理料
- ・B002 歯科特定疾患療養管理料
- ・C001-3 歯科疾患在宅療養管理料
- ・C001-5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
- ・C001-6 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
- ・N002 歯科矯正管理料

【初回、初診分の請求時】  
※ 転医時は算定不可

療養の給付請求書取扱料 2,000円(裏面参照)

## 2. 労災保険指定医療機関におけるレセプト請求手続き

香川労働局労災補償課分室に下表の請求書等の送付をお願いします。

① 「（労働者災害補償保険）診療費請求書」（診機様式第1号）

② 「診療費請求内訳書（入院外用）」（診機様式第3号）

③ 診療報酬明細書（通常、健康保険に請求するもの）

**※ 労災特例以外の診療については、健康保険に準拠するため、健康保険で使用する診療報酬明細書の添付をお願いしています。**

また、当該労災患者の初回請求時には労災患者が下表の請求書を持参しますので、添付の上請求してください。

|         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 【初診時】   | 療養の給付請求書（様式第5号又は様式第16号の3）<br>※ 療養の給付取扱料2,000円を80番コードで請求可 |
| 【転医始診時】 | 指定病院等（変更）届（様式第6号又は様式第16号の4）                              |

## 3. 保険外材料を用いた補綴等について

労災独自に給付対象としているものとして、通達により、保険外材料（オールセラミック、ハイブリットセラミック、メタルボンド：原則1本8万まで）の使用にかかる費用について認められています。

当該費用（8万円）には歯冠修復にあつては歯冠形成（支台築造を含む。）以降、欠損補綴にあつては補綴時診断以降を含みます。

なお、労災給付は個別調査により支給可否を判断していることから、調査の結果、給付対象外として自己負担となる場合がありますので、保険外材料の使用にあたっては、労災患者と十分に相談していただきますようお願いします。

**※詳細については、下記を参照してください。**

平成21年9月1日付け基労補発0901第1号

「労災診療費における歯冠補修及び欠損補綴の取扱いについて」

**※ 労災給付は法令により非課税とされており、消費税は徴収できません。**

また、保険外材料の請求に当たってはレセプト請求ではなく、療養の費用請求をお願いしています。具体的には一旦労災患者から窓口で費用を徴収し、労災患者から直接所轄の労働基準監督署に当該費用を請求する手続きとなりますので、以下①、②の対応をお願いします。

|   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| ① | 「療養の費用」請求書（様式第7号（1）又は様式第16号の5（1））の証明 |
| ② | 領収書の交付                               |

**※ 「療養の費用」請求にかかる証明料（文書料）は労災給付対象外のため、徴収しないようお願いします。**

【本件に係る問い合わせ先】

香川労働局労働基準部労災補償課 087-811-8921

香川県歯科医師会

香川労働局

（R6. 6現在）